

資料 2

番号	意見機関	該当する編、章	内容	ページ	回答
1	印旛市郡医師会	2編、3編	両編で表現されている医療活動は、指定公共機関である国立病院機構、日本赤十字社と指定地方公共機関である千葉県医師会との間で、作業分担が明確ではなく、一括されて表現されている。細則のつめが必要と考える。 医師会が市から武力攻撃に対する支援協力を依頼された場合、市は「強制的な」参加要請をすることを否定しており、医師会の「自主的判断」を決定することに留意されていることと理解している。 現在、医師会は災害対策には諸整備を行っているが、武力攻撃は災害と本質的違いがあると考えるので、両者を同一視することはできない。日本医師会や県医師会の見解を待っている。 また、単一企業体である他の多くの公共機関とは異なり、医師会は個別企業の集合体であり、指示の徹底に違いがあることに理解願いたい。	—	各機関について、国民保護業務計画を策定しておりますので、まずはそちらを参照し、今後、必要に応じて協議等を行い医療活動の作業分担を明確にしたいと考えます。 また、指定(地方)公共機関の国民保護措置については、素案4ページにも記述があり、「市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。」こととされております。
2	印旛市郡医師会	全般	武力攻撃に際しての協力時の事故補償について全く触れていない点を奇異に感じる。	—	4編3章2に損害補償(法第160条)の記述しておりますが、国民保護措置の実施について要請を受けた協力者が死傷した場合は、国民保護法施行令に定める手続きに従いまして、損害補償を行うとしています。
3	千葉県北総県民センター	—	<通報連絡体制の双方向化> 市は、市民と密接に係わることから、自治会及び消防団との緊密な連絡体制の構築が必要であり、広報は防災無線で実施するとされているが、通報連絡体制を確かなものとするために、自治会及び消防団との双方向の通報連絡体制の整備が重要であると考えます。	55 イ	市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備するよう努める。その後、「 <u>そのために市は、公共的団体である、消防団や自治会が相互に緊密な連絡体制を構築できるよう、充分な配慮をするよう努める。</u> 」を追記させていただきました。
4	千葉県北総県民センター	—	<市備蓄資機材訓練等の充実> 備蓄品の所在や内容及び取扱の周知を図るべき。	—	今後整備する備蓄品リストは資料編に掲載する予定ですが、その所在については公表を差し控えたいと思います。
5	庁内	2編1章第1-1	職員参集基準について、40ページや90ページの内容からすると、「第2配備」が妥当であると考えます。	21	検討し、修正いたしました。

富里市国民保護計画(素案)意見回答書

資料2

番号	意見機関	該当する編、章	内容	ページ	回答
6	庁内	2編1章第7-3	「また、私立学校における教育は県が行うこととされているが、市も必要に応じて、県と連携しこれを行うこととする。」について、市立学校は市にはない。	38	意見に従い、削除いたしました。
7	庁内	2編2章第2	教育委員会事務局の業務の「授業料の減免措置に関すること」を削除、消防本部の「その他部内の業務に関すること」を追加すべき。	47	意見に従い、削除・修正いたしました。
8	庁内	2編2章第5	市営住宅がないため、市としては、県が行う公営住宅の貸与の措置に協力するという記述が望ましいのでは？	66	「市は、県が行う公営住宅の貸与に協力するものとする。」に修正いたしました。
9	印旛市郡医師会	1編5章6	＜その他のコメント＞ 千葉県医師会と対応が発表されていない現状では、印旛市郡医師会としての意見等の発言は基本的には差し控えざるを得ない。	18	—
10	富里市薬剤師会	全般	＜その他のコメント＞ ガイドラインとしてはとても緻密にしっかりしたものであると思う。これを具体化させることは大変であると思うが、一つ一つ取り組むしかないと思う。	—	—